



# 和歌山県報

県 章

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目 次 (\*については県法規集登載事項)

### ○ 規則

\*9 和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則  
(環境管理課)

### ○ 人事委員会規則

\*4 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部  
を改正する規則

\*5 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正す  
る規則

### ○ 告示

\*305 和歌山県海底の土地使用料徴収条例の規定による区  
域  
(事業進行課)

## 規 則

### 和歌山県規則第9号

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を  
次のように定める。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規  
則

和歌山県公害防止条例施行規則(昭和47年和歌山県規則  
第57号)の一部を次のように改正する。

第5条の2及び第5条の3第2号中「1パーセント」を「0.1パ  
ーセント」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第4号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を  
改正する規則を次のように定める。

平成19年3月14日

和歌山県人事委員会委員長 西浦昭人

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部  
を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則(平成6年  
和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正す  
る。

第58条中「判定」を「判定書の送達」に、「1年」を「6  
ヶ月」に改める。

### 附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に行われた改正前の不利益処分  
についての不服申立てに関する規則第53条の規定による  
人事委員会の判定に係る再審の請求期間については、改  
正後の不利益処分についての不服申立てに関する規則第5  
8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 和歌山県人事委員会規則第5号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する  
規則を次のように定める。

平成19年3月14日

和歌山県人事委員会委員長 西浦昭人

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正す  
る規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山  
県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

### 第4条 削除

第5条第1項中「条例第6条」を「又は条例第6条」に改め、  
「を置き、又は条例第7条の規定により休息時間」を削る。  
第8条の2に次の1項を加える。

2 条例第8条の2第1項第2号の人事委員会規則で定める職  
員は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2  
項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその  
子(当該放課後児童健全育成事業により育成されるもの  
に限る。)を出迎えるため赴く職員とする。

第8条の3第4項中「、休憩時間並びに休息時間」を「並  
びに休憩時間」に改め、同条第6項中第4号を削り、第3号  
を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が條  
例第8条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場  
合

第8条の5第5項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2  
号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が條  
例第8条の3第1項に規定する職員に該当しなくなった場  
合

第8条の6第7項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2  
号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が條  
例第8条の3第2項に規定する職員に該当しなくなった場

合

第13条を次のように改める。

(病気休暇)

第13条 条例第13条の人事委員会規則で定める病気休暇の期間は、医師の証明等に基づき、90日以内において必要と認められる期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる疾病による病気休暇の期間は、医師の証明等に基づき、前項の期間に90日以内で必要と認められる期間を加えた期間とすることができる。

(1) 精神及び神経に係る疾病

(2) 妊娠に起因する疾病

3 前2項の規定にかかわらず、公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。)第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第3条第1号に規定する派遣職員若しくは公益法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同條に規定する通勤に該当するものに限る。)による負傷若しくは疾病の場合において、必要があると認められるときは、任命権者は、人事委員会の承認を得て前2項に掲げるそれぞれの期間を超える期間を病気休

暇の期間とすることができます。

第27条中「、第4条第1項」及び「、休息時間」を削る。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

別記第1号様式中「子を養育するために早出遅出勤務」を「小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために早出遅出勤務」に改める。

別記第2号様式中「同居しなくなった。

職員の配偶者で子の親であるものが

「職員の配偶者に該当することとなった。」を「子と同居し者で子の親であるものが養育できる者に該当することとななくなった。

った。

」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条の規定により病気休暇を取得している職員に係る病気休暇の期間については、改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 告 示

##### 和歌山県告示第305号

和歌山県海底の土地使用料徴収条例(平成19年和歌山県条例第26号)別表第1備考第2号の規定による区域を、次のとおりとし、平成19年3月14日から施行する。

平成19年3月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

級 地	市 町 村 名	区 域
一級地	和歌山市	二級地を除く区域
	海南市	二級地を除く区域
	田辺市	上屋敷町、江川町、江川樹瀬町、扇ヶ浜、東山2丁目、文里1丁目及び2丁目、磯間
	新宮市	二級地を除く区域
二級地	和歌山市	大川、加太、深山、磯の浦、西庄、本脇
	海南市	下津町下津、下津町大崎、下津町方、下津町塩津、下津町丸田
	有田市	宮崎町
	田辺市	元町、芳養町、新庄村
	新宮市	三輪崎1丁目から3丁目まで、広角、佐野及び佐野1丁目から3丁目まで、清水元1丁目及び2丁目、王子町1丁目から3丁目まで
	湯浅町	湯浅
	みなべ町	山内、氣佐藤、北道、東吉田、埴田、堺
	白浜町	白浜、堅田、才野

	すさみ町	周参見
	串本町	串本、古座、中湊、西向（三級地を除く区域）
	那智勝浦町	勝浦、天満、湯川、浜の宮
三級地	御坊市	塩屋町、名田町
	湯浅町	田、栖原
	広川町	全域
	美浜町	和田、吉原
	みなべ町	芝、南道
	印南町	西ノ地、島田
	白浜町	二級地を除く区域
	すさみ町	江住字井谷、浜地
	串本町	二色字袋及び本郷、高富字釜郷原及び浜根ノ本、有田字西地、東地及び入谷、田並字円光寺前、西ノ峰及び田中、和深字脣の字井、裕畑、寺の前、下地、中嶋及び和田ノ谷、潮岬字本坊地、向地及び平松、大島字北地及び田代、西向字野原、横畑、松ノ後口、伊串字鳥居鼻、濱地、池ノ谷及び中持、姫字崩、沖地、ゴウラ、久保及び向地、津荷字東、ウエノ前及び地下、田原字上地、坊、和田前、濱
	那智勝浦町	宇久井、粉白、浦神、
	太地町	全域
四級地		上記以外の区域